

3 水道施設の現況

水道施設の現況は次のとおりである。

(1) 浄水施設の能力

令和 5 年度末における上水道事業と水道用水供給事業における浄水場数は 47 ヶ所、総浄水施設能力は 5,351 千 m^3 /日であり、市町村水道の施設では、そのほとんどが 50 千 m^3 /日以下のものである（表－4）。

これらの浄水場における年間浄水量は 1,116.4 百万 m^3 で、このうち急速ろ過方式により浄水処理されたものが大部分を占め、さらに高度浄水処理されたものが大半を占めている（表－5）。

表－4 浄水場数、浄水能力

区分		事業数	浄水場数（ヶ所）	浄水能力（千 m^3 /日）
上水道事業	府 全 域	43	44	3,021
	大 阪 市	1	3	2,430
	大阪市を除く市町村	42	41	591
用水供給事業	大 阪 広 域 水 道 団 企 業 団	1	3	2,330
合 計		44	47	5,351

表－5 年間浄水量

（千 m^3 ）

区分		消毒のみ		緩速ろ過		急速ろ過		膜ろ過		合 計	
		うち		うち		うち		うち		うち	
		高度浄水処理		高度浄水処理		高度浄水処理		高度浄水処理		高度浄水処理	
上水道事業	府 全 域	713		160		604,853	530,736	6,610		612,336	530,736
	大 阪 市					459,177	459,177			459,177	459,177
	大阪市を除く市町村	713		160		145,676	71,559	6,610		153,159	71,559
用水供給事業	大 阪 広 域 水 道 団 企 業 団					504,030	504,030			504,030	504,030
合 計		713		160		1,108,883	1,034,766	6,610		1,116,366	1,034,766

※ 高度浄水処理：凝集沈殿＋急速ろ過等の濁質の除去を目的とする浄水処理を「通常の浄水処理」とした上で、有機物やカビ臭等の溶解性成分の除去を目的とする粉末活性炭処理、粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理の一つまたは複数を組み合わせた浄水処理方式。

（参照元：厚生労働省健康局水道課 「水道事業における高度浄水処理の導入実態及び導入検討等に関する技術資料」）